鳥取市議会 2014年6月定例議会 討論 日本共産党 鳥取市議団 角谷敏男

私は、日本共産党市議会議員団を代表して、請願第3号「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出を求める請願、請願第4号憲法9条を壊す集団的自衛権を容認する閣議決定や法律制定に反対する請願、さらなる年金削減の中止を求める意見書提出を求める請願、並びに「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める意見書提出求める請願、以上4つの請願に対し賛成する立場から討論をおこないます。

まず、集団的自衛権行使は歴代内閣で認めないという立場をとってきました。 1981 年 5 月の政府答弁書では、集団的自衛権について「国際上、国家は、集団的自衛権、 すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていない にも関わらず実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。わが国は、国際法 上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然のことである が、憲法 9 条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小 限度の範囲にとどまるものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲 を超えるものであって、憲法上許されない」と、見解を明らかにしています。

また、その前の年の80年10月の政府答弁書では「いわゆる海外派兵とは、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することであると定義づけて説明しているが、このような海外派兵は自衛のための必要最小限を超えるものであり、憲法上許されない」と述べています。

集団的自衛権の行使容認に関する請願の第3号は、審議のなかで継続審議が可否同数となりましたが、委員長は継続の立場はとらないとして、その理由を「権限外の事務であり、行政事務、市民の公益性にあたらない」と述べました。議論のなかでは、地方議会からものを言うのはふさわしくないという意見もありました。不採択の理由は、「国会で審議中であり、国の審議に委ねるべき」としています。

戦後、主権者である国民が憲法によって国家の権力を縛る原理としての立憲主義を保守政治なりに守ってきました。しかし、安倍内閣と与党は、国民の生命・財産を守るためと国民を誘導しやすい表現も使いながら、正面からの憲法改定の手続きは国民の世論もあり、解釈改憲での集団的自衛権の行使の必要性を議論しています。まさに国民の重要な事柄であり、当然それは19万人の市民の生命と財産にかかわることであり、地方自治の本旨からも、市民と地方自治体の重要な公益性にかかわることであります。まず、指摘したいのは、戦争を起すこと・武力の行使、平和を守る点についていえば、鳥取市は、世界平和都市宣言や非核都市宣言をおこなっているのであり、外交や安全保障に関する行政事務が国にあるという役割分担を理由に、意見を出さない理由にはまったく当たらないことです。

次に、第3号と内容的にはほぼ似ている請願第4号は、委員会審議で、この請願文書の記述について一人だけ発言がありました。その記述は、安倍首相は5月15日、「安全保障の法的整備の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)の報告書を受けた記者会見で、憲法解釈を変更し、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権行使の閣議決定と自衛隊法改定の検討に入ることを表明しました。」という点です。議員からはこの部分について「確認したい、疑問がある。その前後ではそうでないこともいっていると認識しているので、この部分はちがうのではないか」との趣旨の発言があり、それを新聞報道で確認しないまま、不採択理由はその趣旨をまとめていきたい旨の委員長が発言しています。

安倍首相の記者会見で、は、具体的に法律を示していませんが、最後の部分に「切れ目のない対応を可能とする国内法の作業を進めるにあたり、従来の憲法解釈のままで必要な立法が可能なのか、それとも一部の立法にあたって憲法解釈を変更せざるを得ないとすれば、いかなる憲法解釈が可能なのか。政府としての検討をすすめるとともに、与党協議に入りたい。」と述べ、さらに、「与党協議の結果にもとづき、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、この点を含めて、改正すべき法制の基本方向を、国民の命と暮らしを守るために、閣議決定していく」と述べました。請願趣旨のなかの表現は、こうした法律を含めたものを表現したものであり、この請願の審議の支障となる大きな問題ではなく、大切な点は、安倍首相が解釈改憲と法律の改正など法整備の検討をすすめると述べたことです。

また、先ほどの委員長の報告で、不採択理由を「『戦場で殺し殺される国になる』など矛盾があり、事実とそぐわないと考えるため」と述べました。「戦場で殺し殺される国になる」というのは武力行使によって日本も相手国もそういう現実がおこること可能性があることを表現したものです。これは、請願の中心部分である憲法9条を解釈改憲で変えることは立憲主義を踏みにじることであり、その閣議決定や法律の制定などに反対し認められないという願意をとらえず、これも部分的な表現を針小棒大にいって、的を得た理由を全く示さず、集団的自衛権の容認にお墨付きを与えていくものにほかなりません。

今回の集団的自衛権問題は、憲法9条や国民の権利に関する他の条文にも深くかかわるものであり子供たちの中学校の教科書でも述べられていように、日本は立憲主義の立場をとっています。そのときの政府が憲法改正の手続きの条文規定を破り、憲法第9条の「武力行使」の解釈を変えていくことは認めていません。最近の時事通信や朝日新聞の世論調査でも、集団的自衛権反対は、5割を超え、賛成を大きく上回っています。まさに、時の政権が勝手な解釈改憲と法律の改定・制定でこれから外交と国のあり方を決めるは認められず、この請願は採択すべきであります。

次に、請願第2号「さらなる年金削減の中止を求める意見書提出を求める請願についてです。不採択の理由が「現在の年金制度を維持するためには必要と考えられるため」と報告がありました。経済情勢による収入減、年金保険料納付率の低迷や保険料収入の低下、そして年金額は最近の物価上昇に関係なく引き下げられています。かつて自民党政権がめざしたは

ずの 100 年安心の年金制度は、将来の生活安定の基盤であるはずが、その前に国民の信頼という基盤を失っています。「マクロ経済スライド」を実施によっては、さらなる財源不足を招きかねず、国民はいっそう信頼を寄せるどころか、不安を募らせるに陥ることになります。それは、年金の財政基盤を掘り崩し、さらに悪化と財源不足になり、年金制度の持続的な安定とは裏腹なものになります。国民生活を支え、経済にも寄与して、将来の安心と信頼がえらりる「好循環」のある制度に変えるためにも、これ以上の削減はすべきではなく、この請願は採択すべきです。

最後は、請願第5号の「介護・医療総合確保法案」の撤回を求める意見書提出を求める請願についてです。不採択理由は、「すでに国会において法案が成立しているため」と報告でした。今回の改悪は、年金収入280万円以上の高齢者のサービス利用料負担が1割から2割に引き上げするのはその代表的なものです。このままでは、あらたな利用抑制になりかねません。しかも、負担増となる高齢者世帯では経済的余裕があるとした厚生労働省の説明資料がでたらめであり、余裕がないことが明らかになりました。

また、要支援1と2の人が使う訪問・通所介護を国の保険給付からはずし、市町村に丸投げする改悪でも、サービス低下の恐れがあることが明らかになっています。そして、特養ホームの入所基準を「要介護3」以上に原則化すれば待機者の人たちはどこにいくのか、その保障はまったくありません。医療におけるベットの削減を強制的すすめることは、国民皆保険制度の根幹にかかわる大問題です。

この法案は、医療の崩壊と介護難民を生み出すものであり、政府・与党は消費税増税をしておいて、社会保障費の削減は絶対に認められません。10数年前、介護保険をつくるとき、「いつでも、どこでも安心しできる高齢者への制度づくりを、みんなで支えると宣伝しました。しかし、実態はその後も国の財政負担を軽くしたまま、高齢者・家族に負担と犠牲を求めています。高齢者の人間としての尊厳を踏みにじり、安心できる社会とはなっていません。先日、委員会の審議継続中に法律は成立しましたが、家族介護の実態を改善し、国民が求める介護・医療への請願の趣旨を汲み取って、請願の趣旨を汲み取って、他の市議会のように意見書を出すことは可能であり、採択すべきです。

以上で討論を終わります。